

Title	労働法とその周辺（三）
Author(s)	小嶋, 典明
Citation	阪大法学. 2010, 60(4), p. 35-57
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55114
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

労働法とその周辺 (三)

小 嶋 典 明

四 日歩四銭の世界

若者には通じなくなった日歩

一〇万円を三〇日間借りても、返すときの利子はワンコイン（五〇〇円硬貨）三枚。街頭では一頃、このような消費者金融の広告をみかけることがしばしばあった。しかし、この広告から「ということは日歩五銭だな」と頭のなかで計算できる若者は、現在の日本にはほとんどいない。

学生の多くは、そもそも日歩（ひぶ）という言葉さえ耳にしたことがない。日歩が元金一〇〇円に対する一日分の利息を意味することを知らなくても、何一つ不思議はないのである。

「利率等の表示の年利建て移行に関する法律」（昭和四五年四月一日法律第一三三号、以下「年利建て移行法」ともいう）。この法律が公布日をもって即日施行されたとき以降、日歩を示す「百円につき一日〇銭」等の表現は、法令からその姿を消した。今から四〇年前、大阪で万国博覧会が開催された年のことである。

当時、わが国においては、金利の表示につき「主として日歩建てと年利建てとの二つが併用されており、表示方法が統一されていない状況」にあったが、これを「国際慣行に合った金利表示方式」である年利建てに一本化する

こと⁽¹⁾に、もとより反対などなかった。「尺貫法がメートル法になったと同じように⁽²⁾」、国際化の流れのなかでは、それは当然の帰結でもあったのである。

ただ、年利建て移行法の場合、「前各条の規定による改正後の法律の規定（略）に定める延滞税、利子税、還付加算金、延滞金、加算金、過怠金、違約金、割増金、納付金及び延滞利息その他政令で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの法律の規定その他法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする」と定めた同法二五条の規定を除けば、そのすべてが現行法の一部改正規定からなるという法律の性格も手伝って、これが六法全書に収録されることはついになかった。

それゆえであろうか、同法が施行された後もしばらくの間は、「日歩」という言葉が法学部等の授業でも、ごく自然に使われていたように記憶する。

年利建て移行法九条により、刑事罰の対象となる高利を示す「百円につき一日三十銭」が「年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）」と改められた、出資法（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律⁽³⁾）五条一項の改正にしても、規定内容がかえって複雑になったとの印象しか残っていない。

ちなみに、一年で借金が倍増するというのはともかく、預金であれ借金であれ、数年も経てば倍になるというのが、インフレを基調とする当時の相場であった⁽⁴⁾。こうした意味においても、時代は大きく変わったのである。

日歩と年利の関係——原則と例外

年利建て移行法が制定される以前、法律に規定する日歩には厘単位のものまであったが、条文の数では、日歩を

一日当たりの利率（日利）が〇・〇二パーセントまたは〇・〇四パーセントとなる二銭または四銭と定めるものを他を圧倒していた。

しかし、同法の制定に伴って、日歩に相当する日利に三六五を乗じた数値がそのまま一年当たりの利率（年利）とされたというわけでは必ずしもない。国会における近藤大蔵省銀行局長による以下の説明にもあるように、年利を〇・二五パーセントの整数倍とすることが、一方では原則とされたためである。

○説明員（近藤道生君）……ただいま議題となりました利率等の表示の年利建て移行に関する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

第一は、利率等の水準についてであります。この法律案におきましては、利率等の表示を日歩建てから年利建てに改めることを目的としておりますので、利率等の水準につきましては、現行秩序を尊重するという考え方に立ち、改正前の水準を維持することとしております。なお、改正後の年利建ての利率等は、原則として〇・二五％の整数倍の数値に定めておりますので、改正前の日歩建ての利率等をそのまま年利に換算いたしました数値とは、端数部分において一致しない場合もございますが、その場合には、その利率等が延滞金等国民に負担を課するものにかかわるときは端数を切り捨て、逆に、国民に支払う金利にかかわるときは端数を切り上げるという原則によって調整しております。

第二は、ただいま申し述べた点と関連いたしますが、改正後の年利建ての利率等の刻みの例外についてであります。新たに定める年利建ての利率等は〇・二五％の整数倍とすることを原則としておりますのでありますが、税関係、社会保険関係等につきましては、この原則によらず、たとえば、七・三％であるとか、十四・六％であるとかのき

め方をしております。これは、これらの関係の延滞税、延滞金等につきましては、納税者など一般国民が、みずからその額を計算して納付するという建前になっており、かつ、延滞等の発生件数も、たとえば、国税の場合年間約五百万件、地方税の場合年間約三千万件、健康保険関係等の場合年間約二百九十万件と、きわめて多数に上る点等を考慮し、年利建て移行に伴って混乱を生じることのないよう、改正前の日歩建ての利率等をそのまま三百六十五倍した数値をパーセント建てで表示することとしております。(以下、略)

(第六三回国会参議院大蔵委員会議録第四号「昭和四五年三月三日」による)

年利建て移行法が改正の対象とした法律は「国税通則法、地方税法、土地収用法、道路法、農地法等五十八法律であり、改正する条項は百六十四カ所」を数えた⁽⁵⁾というが、法律の数では、右の原則に従ったものが三三、例外によったものが二五と、双方の間にさほど大きな開きはなかった。

ただ、その結果、日歩二銭については、たまたまそのすべてが右の例外に従い、年利七・三パーセントへと移行した⁽⁶⁾ものの、日歩四銭については、法律数でみるかぎり、原則どおり年利一四・五パーセントへと移行したものが二七、一四・六パーセントへと移行したものが一八と、構成比ではその差がさらに拡大するものとなった。

たしかに、日歩四銭が年利一四・六パーセントに相当すること(〇・〇四×三六五＝一四・六)を覚えておくと、便利ではある。しかし、このようにいうことができるのは、現在なお、表1にみるように、基本的には税法や社会保険立法の領域に限られている。このことも忘れてはならない。

労働法とその周辺 (三)

表1 日歩四銭に相当する年利——法令の現状(平成二二年九月一日現在、公布順)

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	一四・五パーセントとする法令
・24	都市計画法	河川法	矯正医官修学資金貸与法	障害者の雇用の促進等に関する法律	道路交通法	地すべり等防止法	自然公園法	公衆衛生修学資金貸与法	特定多目的ダム法	海岸法	自衛隊法施行令	外航船舶建造融資利子補給臨時措置法	道路法	石油及び可燃性天然ガス資源開発法	鉱業法	商品取引所法	港湾法	電波法	土地改良法	公認会計士法	金融商品取引法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	
27	26	24	23	22	20	18	17	16	14	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	一四・六パーセントとする法令	
政党助成法	中小企業倒産防止共済法	・25 賃金の支払の確保等に関する法律／同法施行令	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	小規模企業共済法	・21 地方公務員等共済組合法／同法施行令	・19 国税通則法／同法施行規則	児童扶養手当法	社会福祉施設職員等退職手当共済法	・15 中小企業退職金共済法／同法施行規則	・14 国民年金法	・12 国家公務員共済組合法／同法施行令	令	10 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令	9 厚生年金保険法	8 関税法	7 私立学校教職員共済法	6 国有林野の管理経営に関する法律施行規則	5 地方税法	4 建設業法施行規則	3 消費生活協同組合法施行規則	2 船員保険法	1 健康保険法	

25	清酒製造業等の安定に関する特別措置法
26	公害防止事業費事業者負担法
27	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
28	預金保険法
29	自然環境保全法
30	金属鉱業等鉱害対策特別措置法
31	農水産業協同組合貯金保険法
32	公害健康被害の補償等に関する法律
33	国民生活安定緊急措置法
34	石油コンビナート等災害防止法
35	高齢者の医療の確保に関する法律
36	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
37・38	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律／ 同法施行令
39	保険業法
40・41	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する 法律／同法施行令
42	介護保険法
43	アルコール事業法
44	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
45	社債、株式等の振替に関する法律
46	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律
47	独立行政法人水資源機構法
48	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
49	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する 法律
28	消費者契約法
29	独立行政法人農業者年金基金法
30	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律
31	石綿による健康被害の救済に関する法律

50 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため
の低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

日歩四銭に決まるまでの経緯

年利建て移行法の制定により、従来の日歩建てが年利建てに改められた法律の一つに「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和四四年二月九日法律第八四号、以下「労働保険徴収法」という)がある。

年利建て移行法は、先にみたように昭和四五年四月一日に施行されたのであるが、労働保険徴収法については、同法の制定と一体のものとして行われた、失業保険法(昭和二二年二月一日法律第一四六号)および労働者災害補償保険法(昭和二二年四月七日法律第五〇号)の適用範囲の拡大⁽⁷⁾に合わせて、その施行日が二年後の昭和四七年四月一日とされた。そして、以後、後述する平成二二年の法改正(同年五月一日法律第三六号)に至るまで、労働保険徴収法二七条は、次のように定めることになる。

(延滞金)

第二十七条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額につき年十
四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延
滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 以下、略

表2 労働保険料を滞納した場合における延滞利息の推移

延滞利息	適	用	期	間
日歩 四銭	昭和二年 九月一日	昭和二年四月五日三日(労災保険)	一年	九か月
	昭和二年 一月一日	昭和二年四月五日三日(失業保険)	一年	七か月
日歩二〇銭	昭和二年 六月一日	昭和二年三月二日	一〇か月	
日歩 八銭	昭和二年 四月一日	昭和三年六月三〇日	五年	三か月
日歩 六銭	昭和三年 七月一日	昭和三年三月二日	六年	九か月
日歩 四銭	昭和三年 四月一日	現在(昭和四年四月一日以降、年利建て表示)	—	

とはいえ、この労働保険料を滞納した場合にかかる延滞利息にしても、最初から年一四・六パーセントに当たる日歩四銭と、その割合が固定していたわけではない。

なるほど、労働者災害補償保険法三二条および失業保険法三六条に延滞金に関する定めが置かれた当初は、日歩四銭として出発したものの、それがいったん日歩二〇銭に引き上げられた後、再び日歩八銭、六銭と順次引き下げられ、最終的には日歩四銭に落ち着く(表2を参照)。そうした経緯を実際にはたどったのである。

昭和二〇年代前半は、賃金も物価も猛烈に上がった時代であることはよく知られているが、手許にある週刊朝日編『戦後値段史年表』(朝日文庫、平成七年)によれば、銀行の初任給も昭和三年には五〇〇円であったものが翌二四年にはその六倍に相当する三〇〇〇円にまで跳ね上がっている。しかし、その後も、初任給はほぼ一貫して上昇を続けたのであり、大卒の場合、昭和三七年の初任給は、さらにその六倍を上回る一九〇〇〇円にまで達している⁽⁸⁾。したがって、延滞利息の変動がこうした賃金や物価の上昇と連動していたということではできそうにない。

また、同書によれば、この間における定期預金（六か月定期）の利率は、概ね年四パーセントから五パーセントの範囲で安定的に推移しており、延滞利息が金利とともに変動したと考えることも同様に妥当性を欠く。

ただ、日歩二〇銭が延滞利息の割合とされていた期間は、先にみたように一〇か月と短く、この期間を除けば、その変動幅は二倍以内の範囲に収まることになる。

以下にみる参議院緑風会所属の田村議員の質問に対する当時の池邊労働省労災補償課長の答弁からもわかるように、延滞利息を一举に五倍に引き上げる理由は「他の社会保険制度に倣う」という以外にはなく、年利七三%にもなる日歩二〇銭を延滞利息として強制することには、そもそも無理があった。こうもいうことができよう。

○田村文吉君 ……（労働者災害補償保険法——注）三十二條の場合、旧法によれば一日四銭、金利も上つたとおっしゃるが金利は五倍になつておりませんよ。どうも途方もない金をただ大藏省がお決めになつたから取るという大藏省自体も私共改めてやろうと思つて今話をしておる最中です。どういふところから政府はこの高い金利をお出しになるのか知れませんが、日歩二十銭取るといふことは幾ら罰則的なものでも程度がある。こういう考えだが、ただ大藏省が言つて準則だからやろうじやないかと、今まで日歩四銭のものを二十銭に上げる。こういうようなことは甚だ穩健を欠いたいわば考え方が甚だインフレであるのです。こういう点をもう少し穿鑿してなさるべきじやないかとこう思うのですが。

○政府委員（池邊道隆君） この点につきましては從來の労災保険は、他の社会保険に比しまして最も低い。百円について一日四銭という割合であつたのですが、すでに健康保険とか、他の厚生年金保険におきましては日歩二十銭ということになつておるのであります、今日そういうような他の社会保険制度に倣うという意味で、百円につき

一日に二十銭といたしたようなわけでありまして、これまでは余り「にも」低くかつたと言つたような実情だつたんです。

(第五回国会参議院労働委員会議録第一〇号「昭和二四年五月九日」による)

なお、労働保険料を滞納した場合における延滞利息については、「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成二二年五月一日法律第三六号)の制定により、平成二二年一月一日以降、次のように定める労働保険徴収法の規定が適用されるに至っている。

(延滞金)

第二十七条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 以下、略

附則

(延滞金の割合の特例)

第十二条 第二十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九

号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

同法の目的は、「現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納期限又は納付期限から一定期間軽減する措置を講ずる」こと⁽¹⁰⁾にあり、具体的には「年一四・六%の割合で徴収している社会保険の保険料等に係る延滞金のうち、広く事業主が負担・納付義務を負っている厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金等に係る延滞金については納付期限の翌日から三月を経過する日までの間、労働保険料等に係る延滞金については納付期限の翌日から二月を経過する日までの間、それぞれ年七・三%に軽減する」こと⁽¹¹⁾に併せ、「当分の間、日本銀行が定める基準割引率に年四%を加算した割合が年七・三%に満たない場合は、その割合とすること」⁽¹¹⁾を内容としていた。

同法の場合、当初、議員立法として提出された法案(第一七一回国会衆法第一号)が、各会派間における協議の結果、意見の一致をみたため、衆議院厚生労働委員長により改めて同一名称の法案(本則については、当初案と内容も同じ)として国会に提出されたという経緯があり、実質的な審議が国会では行われていない⁽¹²⁾。

ただ、当初案の撤回に先立って開催された衆議院厚生労働委員会では、その内容について以下にみるように若干の質疑が交わされており、特に政府参考人である渡辺芳樹厚生労働省年金局長の説明は、日歩の取扱いをめぐる税法と社会保険立法との違いを知る上でも、大いに参考になる。

○菊田委員 ……今回、与党は、こうした中小零細企業の負担軽減を図るために、納付期限から三カ月間は延滞金利率を国税と同じ四・五％にするという法案を出されたわけであり、対象となる事業所はどれくらいと見込んでいるか、与党に質問させていただきます。

○長勢議員 先生からも今お話ありましたように、厚生年金保険料を滞納しておる事業所数、昨年九月末で約十六万五千件というふうに伺っております。今ままですと大体滞納期間が六カ月程度というふうに伺っていますので、その半分の三カ月間軽減されることになる。

ただ、今大臣からも御答弁ありましたように、景気状況によってこの対象事業所数というのはさらにふえるというところもあり得るかと思っております。

○菊田委員 私は、今回こういう企業の負担軽減を図って、与党の皆さんが大変御苦勞されて法案を提出されたことは非常に評価したいというふうに思っておりますけれども、そもそも、これまで国税には一定期間の利息軽減措置があったのに、厚生年金保険料など社会保険料になかった理由は何であるか、政府にお伺いします。

○渡辺政府参考人 答え申し上げます。

御承知のとおり、現在の厚生年金保険料の延滞金の仕組みと同様に、国税の延滞税というものがございます。戦前のことになりますけれども、そもそも国税でこうしたことが設けられましたのは、もう明治四十四年にさかのぼるわけでございます。日歩三銭というところでスタートしたと聞いております。その後ずっと、昭和に入って、昭和十七年に厚生年金保険ができたというところでございます。そのときも国税と並んでいた制度でございました。

一方、税制というのは、昭和二十五年に、御承知のように、シャープ勧告を受けて大きくさま変わりいたしました。その際に、従来あったこの延滞金、国税における延滞税と申しますか、そういうものが利子課税と延滞加算課

税に分離されたりして、全体の体系が変化したときがございました。そのときから社会保険と道が少し分かれてまいりまして、今日に至るまで、国税の方はそういう二つに分かれた税がまた昭和三十七年に現在の延滞税という形に統合されて、現在の一四・六％に相当する日歩四銭に統一されたわけでございますが、パーセント表示になったのが昭和四十五年ということではございますけれども、本質的にはこの昭和三十七年の国税通則法制定時から現在の姿になってきております。その昭和三十七年の国税通則法制定の際に、督促状発行の日から十日を経過した日間の期間分について日歩二銭とするという現在のような体系が生まれ始めたわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、国税はいろいろな税制改革の中でそうした変化を遂げてまいりました。厚生年金保険料はできた当時税金と同じでございましたけれども、そのまま、率については合わせてきていますが、体系として、最初のうちは軽減するという仕組みをとらないまま今日にきているというものでございます。

国内にもこの一四・六％ないしは一四・五％という延滞金の制度を抱えている法律が数本に上りますが、その中で、とりわけ現下の経済情勢を加味して、社会保険、労働保険の中で今回特別な措置を講じてはいかかという御提案をいただいているものと理解をしております。

○菊田委員　そこで与党にお伺いしますけれども、なぜ三カ月なんですか。どうせやるなら、もっと思い切った負担軽減を図ることは検討されなかったのでしょうか。

○長勢議員　大変景気が悪いということもあって、中小零細企業では保険料のお支払い、あるいは、さらには延滞金の支払いに大変苦勞されておられるということを我々も切実に考えて、今回の提案に至ったわけでございます。

当然、どうせ軽減するのならば、三カ月だけじゃなくてやればいいのではないかとというような意見もなかったわけではありませんけれども、従来から、今も局長から答弁があったように、少しちぐはぐしていた点がありま

すが、強制的に、義務的にお支払いをいただく税金、保険料は似た性格のものと思いますので、今回そこまで踏み込むということになれば、他の強制的に徴収する全体の問題も議論しなきゃならなくなる。しかし、この際は、国税の例に沿ってそこをやるのが早急にやるべきことだろうということで、今回、三か月と国税に倣った改正にさせていただきます。

仮にそれ以上やるということになれば、国税のことも含めてもっと広い議論が必要だろうと思います。

(第一七一回国会衆議院厚生労働委員会議録第九号「平成二年四月一日」による)

なぜ、労働保険については、延滞利息を年七・三パーセント(日歩二銭)とする軽減措置の期間が、一般の社会保険とは異なり、三か月ではなく二か月とされたのか。その理由に關する説明まではなかったのであるが、質問を行った民主党の菊田真紀子議員や、答弁に立った当初法案の筆頭提出者である長勢甚遠議員にも、そうした違いが法案では設けられていたとの認識はなかったとみえる。

ちなみに、本法「施行による減収見込額は、年金特別会計業務勘定及び労働保険特別会計徴収勘定において、合計で平年度約四十億円」であった⁽¹³⁾という。それが事業主の負担軽減にとって、必要にして十分なものであったのかどうか。その判断を下す能力は、残念ながら筆者にはない。

超低金利時代の日歩四銭

平成二一年の法改正は、法律のタイトルにもあるように、文字どおり「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減する」ことに目的があり、このカテゴリーに含まれないものは、その対象外とされた。こうして、延滞利息の軽減

措置の対象から除外された法令の一つに、以下のように定める「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和五十一年五月二十七日法律第三四号、以下「賃金支払確保法」ともいう)⁽¹⁴⁾がある。

(退職労働者の賃金に係る遅延利息)

第六条 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金(退職手当を除く。以下この条において同じ。)の全部又は一部をその退職の日(退職の日後に支払期日が到来する賃金にあつては、当該支払期日。以下この条において同じ。)までに支払わなかつた場合には、当該労働者に対し、当該退職の日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年十四・六パーセントを超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 前項の規定は、賃金の支払の遅滞が天災地変その他のやむを得ない事由で厚生労働省令で定めるものによるものである場合には、その事由の存する期間について適用しない。

そして、これを受け、賃金支払確保法施行令(昭和五十一年六月二十八日政令第一六九号)一条は、同法六条一項に定める退職前の未払い賃金に係る遅延利息を「年十四・六パーセント」と規定し⁽¹⁵⁾、これが法六条の施行日に当たる「昭和五十一年一月一日以後に労働者が退職した場合について適用される」ことになる。

当時は、その直前(昭和五〇年)まで二桁台の賃上げが続く(表3-1を参照)という状況にあり、年一四・六パーセント(日歩四銭)という遅延利息にしても、「高すぎる」という感覚はなかった。

とはいえ、平成バブルの崩壊を機に、このような状況は一変する(表3-2を参照)⁽¹⁶⁾。ベースアップという言葉自

表 3-1 民間主要企業における春闘賃上げ状況の推移（昭和）

年	現行ベース	妥結額	賃上げ率
40	29,635円	3,150円	10.63%
41	32,095	3,403	10.60
42	35,037	4,371	12.48
43	38,800	5,296	13.65
44	43,339	6,865	15.84
45	49,503	9,166	18.52
46	57,459	9,727	16.93
47	66,243	10,138	15.30
48	75,446	15,159	20.09
49	88,209	28,981	32.85
50	116,783	15,279	13.08
51	131,349	11,596	8.83
52	143,109	12,536	8.76
53	156,615	9,218	5.89
54	166,026	9,959	6.00
55	173,320	11,679	6.74
56	182,690	14,037	7.68
57	194,154	13,613	7.01
58	203,655	8,964	4.40
59	209,617	9,354	4.46
60	215,998	10,871	5.03
61	222,869	10,146	4.55
62	232,118	8,275	3.56
63	238,409	10,573	4.43

労働法とその周辺 (三)

表 3-2 民間主要企業における春闘賃上げ状況の推移 (平成)

年	現行ベース	妥結額	賃上げ率
元	246,549円	12,747円	5.17%
2	252,752	15,026	5.94
3	264,082	14,911	5.65
4	276,275	13,662	4.95
5	284,444	11,077	3.89
6	291,694	9,118	3.13
7	296,006	8,376	2.83
8	305,066	8,712	2.86
9	308,106	8,927	2.90
10	312,914	8,323	2.66
11	316,745	7,005	2.21
12	315,347	6,499	2.06
13	315,359	6,328	2.01
14	316,399	5,265	1.66
15	321,308	5,233	1.63
16	319,788	5,348	1.67
17	316,940	5,422	1.71
18	316,723	5,661	1.79
19	314,910	5,890	1.87
20	308,948	6,149	1.99
21	307,991	5,630	1.83
22	303,151	5,516	1.82

出所) 厚生労働省「平成22年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」について (平成22年7月30日発表、第2表を一部加工) (以上、表3-1および表3-2に共通)。

体がもはや死語と化し、いわゆる定期昇給分を確保するのがやっと、という時代をわが国は迎えるのである。¹⁷⁾

たしかに、賃金支払確保法六条一項が年一四・六パーセントと定める遅延利息については、その起算日が「退職の日の翌日」とされており、在職中の賃金に未払いがあったとしても、賃金の支払日の翌日から「退職の日」までの遅延利息については同項の適用を受けず、年六分または年五分の法定利率によることになる。¹⁸⁾

また、賃金支払確保法六条二項の規定を受け、同法施行規則（昭和五十一年六月二八日労働省令第二六号）六条は、年一四・六パーセントの遅延利息が適用されない場合を以下のように定めており、事業主に対するある程度の配慮はなされているともいえる。¹⁹⁾

（遅延利息に係るやむを得ない事由）

第六条 法第六条第二項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

一 天災地変

二 事業主が破産手続開始の決定を受け、又は賃金の支払の確保等に関する法律施行令（略）第二条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと。

三 法令の制約により賃金の支払に充てるべき資金の確保が困難であること。

四 支払が遅滞している賃金の全部又は一部の存否に係る事項に関し、合理的な理由により、裁判所又は労働委員会と争っていること。

五 その他前各号に掲げる事由に準ずる事由

ただ、起算日が「退職の日の翌日」になるとはいつても、「判決確定の日の翌日」が起算日となる付加金（労働基準法一一四条）とは異なり、裁判が長引けば、それだけ遅延利息がかさむことは避けられない。また、「その他前各号に掲げる事由に準ずる事由」等、施行規則に掲げる適用除外事由はフレキシブルな解釈を許容しているようにも読めるが、解釈運用の実際は必ずしも柔軟なものではない。⁽²⁰⁾

思うに、遅延利息とは遅延損害金と同義であり、その本来の意義は、支払いの遅延によって被る損害を填補することにあるはずである。だとすれば、超低金利時代といわれる今日、こうした制度本来の趣旨に照らして考えると、現行法令に定める延滞・遅延利息には、大いに問題があるといわざるを得ない。⁽²¹⁾ 右にみた貸金支払確保法を含め、法制度の全般的見直しが必要といえよう。

(1) 以上、引用は、年利建て移行法の国会における提案理由説明による。たとえば、中川一郎大蔵政務次官は、第六三回国会衆議院大蔵委員会（昭和四五年三月二〇日）において、これを次のように説明している（会議録第一四号を参照）。

○中川政府委員 たいだいま議題となりました利率等の表示の年利建て移行に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国におきましては、金利の表示につきまして、主として日歩建てと年利建てとの二つが併用されており、表示方法が統一されていない状況にあります。これは、国民的能率の観点から好ましいことではなく、また、最近における経済及び国民生活の著しい国際化の動きに即応するためにも、国際慣行に合った金利表示方式を整える必要が強く感じられるのであります。

このような背景のもとに、先般、公定歩合の年利建て移行が実施された機会に、金融界におきましては、各金融機関の貸し出し金利等の表示が一斉に年利建てに改められ、引き続き預金金利につきましても、近く全面的に年利建てに移行するため、その準備が進められており、本年四月以降におきましては、各金融機関の適用金利がほとんど例外なく年利建て

に統一される見通しであります。

政府といたしましては、さらに、この際進んで法令等の規定における利率等の表示を年利建てに統一することにより、年利建て表示の一そのの普及、定着をはかる方針を固め、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

(2) 第六三回国会衆議院大蔵委員会(昭和四五年三月二七日)における日本社会党の堀昌雄議員の発言から引用(会議録第一七号を参照)。

(3) 当時の法律名。内容は、現行の「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律」に同じ。

(4) たとえば、利率が年一〇パーセントであれば、複利で計算すると、七年強(七・二七年)で倍になる。そんな計算を当時はよくしていた。

(5) たとえば、注(1)の提案理由説明に続く、中川政府委員による法案の内容説明を参照。

(6) ただし、現行法令には、日歩二銭に相当する利率を「年七・二五パーセント」(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、同法施行令)または「年七・五パーセント」(貸金業法施行規則ほか三省令)と定めるものもある。以上、総務省「法令データ提供システム」の検索結果による。以下、表1に同じ。

(7) 適用事業の範囲を五人未満の労働者を雇用(使用)する事業にまで拡大し、その全面適用を図るもの。「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」(昭和四四年二月九日法律第八三号)による。

(8) なお、昭和三年および二四年は第一銀行の初任給により、昭和三七年は都市銀行にほぼ共通する大卒初任給による。『戦後値段史年表』六一頁を参照。

(9) 昭和三年に四・〇〇パーセントであったものが、三年には五・五〇パーセントにまで上昇。しかし、昭和三六年にはまた五・〇〇パーセントにまで低下していた。前掲書一四四頁を参照。

(10) 引用は、第一七二回国会に当初、議員立法として提出された法案に付記された提案「理由」による。

(11) 引用は、第一七二回国会衆議院厚生労働委員会(平成二二年四月一七日)において、田村憲久委員長が行った起草案の説明による(会議録第一一号を参照)。

(12) なお、第一七二回国会では、公共サービス法案(衆法第二五号)も、委員長提出になる法案として、委員会における審査が省略されている(同法は、平成二二年五月二〇日法律第一〇号として公布)。

- (13) 引用は、第一七一回国会に当初、議員立法として提出された法案に付記された「本案施行に要する経費」による。
- (14) なお、このようにして延滞利息の軽減措置の対象外とされた法令は、賃金支払確保法を含め、表1下欄に掲げる法令のうち一二件(3、4、6、10、14、16、22、24、26、27、28および31)を数えるものとなった(以上、従来から同様の措置が講じられていた税法関係を除く。法律および政省令は一件とカウント)。また、表1上覧に掲げる法令については、独禁法(一)を除き、このような軽減措置はまったく講じられていない。
- (15) なお、退職労働者の賃金に関する遅延利息が年一四・六パーセントと定められたのは、「下請代金支払遅延等防止法における下請代金に係る遅延利息が年一四・六%とされていること等他の同種の遅延利息の率を考慮して定めたもの」とされている。五十畑明(労働省労働基準局賃金部長)著『賃金支払確保法の解説』(労務行政研究所、平成八年)一八三頁を参照。ただし、より正確に言えば、下請代金支払遅延等防止法自体は、四条の二において「親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない」と規定しているにすぎず、その具体的な定めは「下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則」(昭和三十七年五月一日公正取引委員会規則第一号)の定めるところとなっている。
- (16) なお、表3-1および表3-2にいう「民間主要企業」とは、平成一五年までは原則として東証または大証一部上場企業のうち資本金二〇億円以上かつ従業員数一〇〇〇人以上の労働組合がある企業を、平成一六年以降は原則として資本金一〇億円以上かつ従業員一〇〇〇人以上の労働組合がある企業を指す(昭和五四年以前は単純平均、昭和五五年以降は加重平均)。
- (17) 現行ベースとなる賃金が、平成一六年以降、一貫して減少を続けていること(表3-2を参照)からもわかるように、現状はベースアップどころか、むしろベースダウンが進行しているとさえいえる。
- (18) 前掲注(15)『賃金支払確保法の解説』一八四頁以下を参照。ただし、この点を誤解した裁判例も少なくはない。一例として、フジ興産事件(大阪地判平成一二・四・二八労経速報一八五九号一〇頁(未払いとされたそれぞれの賃金支払日の翌日)、年一四・六パーセントの遅延利息の起算日とする)を参照。

(19) たとえば、労働保険徴収法二七条五項も「労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき」(五号)には、延滞金を徴収しない旨を規定しているが、これを具体化した定めは、同法の付属政省令には設けられておらず、「やむを得ない理由があると認められるとき」とは、天災地変等不可抗力によりやむなく滞納したものと認められるような場合をいい、当該事業の不振又は金融事情等の経済的事由によって保険料等を滞納している場合は、『やむを得ない理由がある』とは認められない(昭和六二年三月二六日労働発第一九号)とする、行政解釈が示されるにとどまっている。労務行政研究所編『改訂新版 労働保険徴収法』(労務行政、平成二二年)四七九頁を参照。

(20) なお、このことに関連して、前掲注(15)『賃金支払確保法の解説』一八八頁には、次のような記述がある。
賃金支払確保法施行規則六条五号にいう「その他前各号に掲げる事由に準ずる事由」とは、「事業主が「二号」に掲げる事由には該当しないが、いわゆる倒産状態に陥っていること、すなわち、裁判上の倒産手続をとらずに私的に会社再建又は会社清算のため債権者会議を開催しているといった状態にあることその他事業主が誠実な努力をしたにもかかわらず、賃金の支払に充てるべき資金の確保が困難であること、賃金の額等の計算誤りその他賃金の支払に関する事務処世上の過誤により、過少に賃金を支払い、かつ、本来支払うべき額と現実に支払われた額との差額について権利者から請求がなかったこと等をいうものである」。

つまり、同条四号に定める「支払が遅滞している賃金の全部又は一部の存否に係る事項に関し、合理的な理由により、裁判所又は労働委員会で争っていること」を拡張するような解釈運用は、最初から想定されていないことに留意すべきであろう。

以上のほか、賃金支払確保法六条一項所定の「遅延利息の規定は、強行規定と解されるので、労使の特約により、この規定が適用される賃金について、年一四・六%より低い率の遅延利息を支払うことを定めても無効」(前掲書一八三頁)と解されていること(民法四一九条一項を併せ参照)に注意。ただ、退職者と在職者の双方について、同一期間における賃金の未払いが問題となっているケースにおいて、これを——裁判所の力を借りずに——もっぱら労使間の話し合いで解決しようとする場合、退職しているか在职しているかという違いだけで、遅延利息の取扱いに差を設けることは、実務上も難しい(おそらく在職者が納得しない)という問題はある。また、退職者が原告となることが多い、未払いの残業手当の支払いをめぐる訴訟において、年一四・六パーセントの遅延利息が当然のように請求されるというのも、問題といえる。

(21) 年五分の民事法定利率(民法四〇四条)ですら、この超低金利時代にあっては、遅延損害金(遅延利息)本来の趣旨を逸脱している、といえなくもない。その約三倍にもなる日歩四銭など常軌を逸している、というのが素朴な国民感情と
いうものであろう。